のは「実施要領第三条第六号に掲げる基準に適合すること並びに」と、「自動車が平成二十七年度燃費基準五パーセント向上達成車又は平成二十七年度燃費基準達成車」とあるのは「自動車の平成二十七年度エネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準二十五パーセント向上達成車」とする。

附則第六条第十五項を削り、同条第十四項中「附則第十五条第二項第五号」を「附則第十五条第二項第六号」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「附則第十五条第二項第四号」を「附則第十五条第二項第五号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「附則第十五条第二項第四号」を「附則第十五条第二項第三号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「附則第十五条第二項第三号」を「附則第十五条第二項第四号」に、「第十三項」を「第十四項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。

11　法附則第十五条第二項第三号に規定する総務省令で定める特定有害物質の排出又は飛散の抑制に資する施設は、活性炭利用吸着式特定有害物質処理装置（土壌汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号）第一条第二十一号に掲げる物質を活性炭に吸着させて処理する装置をいい、当該装置と一体となつて設置され、かつ、不可分の状態にあるドライクリーニング装置の部分を含む。）とする。

附則第六条第十六項及び第十七項中「附則第十五条第四項」を「附則第十五条第三項」に改め、同条第十八項中「附則第十五条第五項」を「附則第十五条第四項」に、「附則第十一条第七項」を「附則第十一条第六項」に改め、同条第十九項中「附則第十一条第七項」を「附則第十一条第六項」に改め、同条第二十項中「附則第十一条第十項」を「附則第十一条第九項」に改め、同条第二十一項中「附則第十一条第十項第四号」を「附則第十一条第九項第四号」に改め、同条第二十二項及び第二十三項を削り、同条第二十四項中「附則第十一条第十三項」を「附則第十一条第十一項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十五項中「附則第十一条第十四項」を「附則第十一条第十二項」に改め、同項第一号中「供されていた車両（」の下に「エンジンその他の主要な部分品の修繕又は取替えを伴う大規模な修理又は改造が行われたことがあるものに限る。）」を加え、「既存車両」を「既存更新車両」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十六項中「附則第十一条第十五項」を「附則第十一条第十三項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十七項中「附則第十五条第十一項」を「附則第十五条第九項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十八項中「附則第十五条第十一項」を「附則第十五条第九項」に、「第二十六項第二号」を「第二十四項第二号」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十九項中「附則第十五条第十二項」を「附則第十五条第十項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第三十項中「附則第十五条第十三項」を「附則第十五条第十一項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第三十一項中「附則第十五条第十三項」を「附則第十五条第十一項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第三十二項中「附則第十一条第十六項」を「附則第十一条第十四項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第三十三項中「附則第十一条第十六項」を「附則第十一条第十四項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第三十四項中「附則第十五条第十四項」を「附則第十五条第十二項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十五項中「附則第十五条第十五項」を「附則第十五条第十三項」に改め、「次に掲げる」の下に「要件に該当する」を加え、同項各号を次のように改める。

一　次のいずれかに該当する船舶であること。

イ　前年中における外国貿易船（第十一条の二第一項第二号ロに規定する外国貿易船をいう。以下この号において同じ。）として就航した日数の全就航日数に対する割合が二分の一を超える船舶（前年の一月二日以後に建造された船舶で前年中における就航日数が零であるものにあつては、当該船舶の構造、資格等からみて主として外国貿易船として就航するものと認められる船舶）

ロ　日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人その他の団体（以下ロにおいて「日本人」という。）が前年の一月二日以後に日本人以外の者から譲渡を受けた船舶のうち、当該譲渡を受けた日から前年の十二月三十一日までの期間中における外国貿易船として就航した日数の全就航日数に対する割合が二分の一を超える船舶（当該期間中における就航日数が零であるものにあつては、当該船舶の構造、資格等からみて主として外国貿易船として就航するものと認められる船舶）

二　次のいずれかに該当する船舶であること。

イ　海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）第四十三条第一項第四号イに掲げる船舶

ロ　海上運送法施行規則第四十三条第一項第四号ロ又はハに掲げる船舶のうち、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第二条の二第二項第二号の設備を有するもの又は船舶自動化設備特殊規則（昭和五十八年運輸省令第六号）第五条の衛星航法装置、同令第五条の二の自動衝突予防援助装置及び船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）第百四十六条の二十五第一項の船速距離計（ドプラ式のものに限る。）若しくは同令第百四十六条の四十三第一項のサイドスラスター（船首に設置されているものに限る。）（ハにおいて「衛星航法装置等」という。）を有するもの

ハ　海上運送法施行規則第四十三条第一項第四号ニ又はホに掲げる船舶のうち衛星航法装置等を有するもの

附則第六条第三十五項を同条第三十三項とし、同条第三十六項中「附則第十一条第二十四項」を「附則第十一条第二十二項」に改め、「、鉄道事業法」の下に「（昭和六十一年法律第九十二号）」を加え、同項第五号中「鉄道事業法施行規則」の下に「（昭和六十二年運輸省令第六号）」を加え、同項を同条第三十四項とし、同条第三十七項中「附則第十五条第十七項」を「附則第十五条第十五項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十八項中「附則第十五条第十七項」を「附則第十五条第十五項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第四十項中「附則第十五条第十九項」を「附則第十五条第十六項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第四十一項を削り、同条第四十二項中「附則第十一条第二十七項」を「附則第十一条第二十三項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第四十三項中「附則第十五条第二十一項」を「附則第十五条第十七項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第四十四項中「附則第十一条第二十九項第二号」を「附則第十一条第二十五項第三号」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第四十五項中「附則第十一条第二十九項第三号」を「附則第十一条第二十六項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第四十七項中「附則第十五条第二十一項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十八項中「附則第十一条第二十八項」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第四十九項中「附則第十一条第三十二項」を「附則第十一条第二十八項」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第五十項中「附則第十五条第二十六項」に改め、同項を同条第四十六項とし、同条第五十一項中「附則第十五条第三十項」を「附則第十五条第二十七項」に改め、同項を同条第四十七項とし、同条第五十二項中「附則第十五条第三十一項」を「附則第十五条第二十七項」に改め、同項を同条第四十八項とし、同条第五十三項中「附則第十一条第三十四項」を「附則第十一条第三十項」に改め、同項を同条第四十九項とし、同条第五十四項中「附則第十一条第三十五項」を「附則第十一条第三十一項」に改め、同項を同条第五十項とし、同条第五十五項中「附則第十一条第三十六項」を「附則第十一条第三十二項」に改め、同項を同条第五十一項とし、同条第五十六項中「附則第十一条第四十項」を「附則第十一条第三十六項」に改め、同項第二号中「電気通信事業法第二条第六号に掲げる電気通信業務の用に供される光ファイバ製の通信ケーブルのうち、最終配線盤（指定施設に引き込まれるケーブルが他のケーブルと最終的に分岐して敷設される地点に設置される装置をいう。）を「配線盤（き線ケーブルと配線ケーブルを接続するものに限る。）に改め、「光端末回線装置（」の下に「光伝送の方式における電気信号と光信号との変換の機能を有する装置であつて、光ファイバを用いた線路が接続される端末設備であるものをいい、」を、「接続するもの」の下に「（一の芯線を二以上の者が共用する区間に敷設されるものを除く。）」を加え、同項を同条第五十項とし、同条第五十五項及び第五十六項を削り、同条第五十七項中「附則第十五条第三十五項」を